

令和4年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）実施要領

1 目的

この要領は、市内の中小企業者が行う生産性向上につながる生産等設備の改良及び設備投資に対する支援を行うことにより、市内中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を目的とし、その経費の一部について補助金を交付することについて、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

※ 生産性の向上とは、単位時間あたりの生産量又は生み出すサービス等の向上をいいます。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資とします。ただし、以下の事項に該当する場合には、対象となりません。

- ・事業の内容について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定しているもの（他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。）
- ・事業の大半を他の事業者へ委託する補助事業
- ・他の事業者の委託を受けて行う補助事業
- ・年度内に十分な成果が見込めない補助事業
- ・事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの

※ 生産等設備とは、事業者が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される固定資産（土地、建物除く）で構成されるものをいいます。

3 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、次の要件を満たすものとします。

なお、本補助金事業と同時に募集している令和4年度津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）に提案する事業者及び令和3年度に津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）に採択された事業者は、本補助金事業に提案はできません。

また、他の補助金で採択された同一の事業については提案できません。

(1) 本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ1年以上事業を営む中小企業者であること。

なお、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項（別添1参照）に規定する事業者とします。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者（以下、みなし大企業という）は補助対象事業者から除きます。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業

者以外の者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業者。

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者。

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(2) 市税を完納している事業者であること。

4 交付対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下、「交付対象経費」という。)は、次に掲げる事業実施に必要となる直接的な経費で、規則第6条(別添2参照)に定める交付決定通知書に記載された通知年月日(以下、「交付決定日」という。)以降に実施した事業に要した経費で、かつ年度内に支払いが完了しているものに限り、かつ、

なお、消費税及び地方消費税においては、交付対象経費に含まれません。

(1) 機械工具費

機械・工具の購入・改良に要する経費(汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品を除く)

購入した機械・工具の運送や設置に要する経費(設置場所の基礎・整備工事は除く)

(2) 外注加工費

外注加工先への支払に要する経費

(3) 技術導入提携費

外部からの技術指導等に要する経費

5 補助額及び補助率

補助金の額は、予算の範囲内で、交付対象経費の合計額の3分の2以内(1,000円未満は切捨て)とし、同一の補助事業者当たり100万円以下とします。ただし、採択された場合であっても、提案内容や予算の都合により減額する場合があります。

6 応募の手続き等

(1) 提案書の提出

補助金の交付を受けようとする者は、津市中小企業振興事業補助金(生産性向上設備支援事業)提案書(別紙1)1通に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに市長に提出しなければなりません。

ア 過去2期の決算書の写し(事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書)

イ 定款の写し又は登記事項証明書(法人の場合)

本人確認書類の写し(個人事業主の場合)

ウ 市税の完納証明書

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の徴収猶予の申請を行った個人(事業主)にあつては、当該交付申請を行う前年度の固定資産税・都市計画税及び市・県民税に係る納税証明書並びに徴収猶予承認通知書の写し、また同影響により市税の徴収猶予の申請を行った法人にあつては、当該交付申請を行う前年度の固定資産税・都市計画税及び法人市民税に係る納税証明書並びに徴収猶予承認通知書の写しを提出することで、これに代えることができます。

- エ 事業所の概要（会社案内パンフレット等、会社概要・沿革・製品等がわかるもの）
- オ 事業実施に要する経費の見積書と導入設備のカタログ・パンフレット（写し可）
- カ その他市長が必要と認めた書類

(2) 審査

提案書の提出があった場合、本市に設置した、外部有識者等で構成される審査委員会での審査により、補助金を交付しようとする計画及び額の審査を行います。

なお、補助金の額が予算の範囲を上回る申請があった場合は、予算の範囲内で審査します。

(3) 審査基準

表 1 に掲げる審査基準に基づき審査します。

(4) 審査結果について

審査委員会での審査結果を総合的に判断して、補助金を交付しようとする計画及び額を内定し、補助対象者に対して書面をもって通知します。

なお、採択された補助事業については、事業所名及び事業名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。

7 交付申請

審査により採択された補助事業の補助対象者は、規則第 3 条（別添 2 参照）の規定に基づき、補助金交付申請書（別紙 2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければなりません。

- (1) 事業計画概要及び収支予算書又はこれに代わる書類
- (2) 登記事項証明書（法人）、本人確認書類の写し（個人）
- (3) その他市長が必要と認める書類

8 交付決定

7 に基づく交付申請書の提出があった場合については、規則第 4 条（別添 2 参照）の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付決定を行うとともに、交付決定通知書により申請者に通知を行います。

9 変更等の承認

補助対象者は、交付決定通知書を受けたのち、規則第 5 条第 1 項の規定により、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときには、あらかじめ承認申請書（別紙 3）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

10 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行状況について、本市が求める場合には、必要に応じて補助事業の実施状況及び交付対象経費の支出状況を報告しなければなりません。

11 実績報告

申請者は、補助事業が完了した時から 30 日以内、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、規則第 12 条（別添 2 参照）の規定に基づき速やかに事業補助金実績報告書（別紙 4）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

- (1) 事業実施の成果物若しくはその写真など成果が確認できる書類
- (2) 納品書もしくは請求書の写し、及び領収書若しくは支払いを証明できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認めた書類

12 補助金の額の確定

補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知します。

13 その他

(1) 補助金の支払い

補助金は、事業終了後の支払いとなります。

(2) 補助対象者の義務

ア 交付決定を受けた後、補助事業を中止、または廃止しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければなりません。

イ 補助対象者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る状況について、事業状況報告書（別紙5）により市長に報告を求めることがあります。

なお、補助対象者はその証拠となる書類等を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(3) 当該補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格の単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること（国が定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く）。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行します。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行します。

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

1 この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行します。

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行します。

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行します。

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行します。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例によります。

表 1 生産性向上設備支援事業審査基準

太字の項目は重点ポイント

| 区分 | 審査項目 |
|---------|--|
| 経理評価 | <ul style="list-style-type: none"> ① 企業内容が堅実かどうか。 ② 資金を十分に負担できるかどうか。 ③ 外部資源等に大半を頼ってないか。 |
| 技術評価 | <ul style="list-style-type: none"> ① 技術的課題の解決方法が明確かつ適当であるか。 ② 事業実施のための体制及び技術力を有するか。 (技術指導を含む) ③ 新規性（既存技術の応用、すぐれたアイデア要素、従来品にない用途等）はあるか。 |
| 事業評価 | <ul style="list-style-type: none"> ① 生産性の向上に効果は見込めるか。 ② 提案事業が雇用の促進に寄与するものであるか。 ③ 採算性は認められるか。 ④ 地域経済への波及効果が見込める取り組みであるか。 |
| 費用対効果評価 | <ul style="list-style-type: none"> ① 補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等が高いか。 ② 事業実施による副次的成果（品質向上、環境改善等）は見込めるか。 |

令和4年度 津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）提案書

令和4年 月 日

(宛先) 津市長

所在地 _____

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

_____ ㊞ _____

電話番号 _____

E-mail _____

1. 事業所概要

| | | | |
|---------|-------------|--|-----|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 資本金 | | | |
| 従業員数 | 名 | | |
| 貴社の事業内容 | | | |
| 連絡担当者 | 役 職 | | 氏 名 |
| | 電 話 | | |
| | F A X | | |
| | E - m a i l | | |
| | ホ ー ム ペ ー ジ | | |
| 備考 | | | |

2. 事業内容等

| | |
|--------------------|--|
| 事業名 | |
| 実施期間 | 令和4年 月 ~ 年 月 |
| 事業経費 | 全体経費（税込） 千円 |
| | 補助事業に要する経費 千円 |
| | 補助金交付希望額 千円 |
| 事業の実施場所 設備の設置場所 | |
| 事業具体的な内容 | ① 生産施設における課題 |
| | ② 事業実施方法 |
| | ③ 事業効果 |
| 他の補助金の 採択・申請状況 | 他の補助金の 交付決定 又は 申請 について 有り・無し (有り・無し どちらかに○をつけてください) *他の補助金で採択された同一の事業については、提案できません。 |
| | 有りの場合は、他に申請している補助金制度の名称を記載 令和 年 月 日申請 () |

3. 補助事業収支予算書

①経費配分内訳

(単位：円)

| 経費区分 | 経費の項目 | 補助事業に 要する経費 | 経費内容 |
|----------|-------|----------------|------|
| ①機械工具費 | | | |
| | | | |
| | 小 計 | | |
| ②外注加工費 | | | |
| | | | |
| | 小 計 | | |
| ③技術導入提携費 | | | |
| | | | |
| | 小 計 | | |
| | 合 計 | | |

① 資金調達の内訳

(単位：円)

| 経費区分 | 補助事業に要する経費 | 資金の調達先 |
|------|------------|--------|
| 自己資金 | | |
| 借入金 | | |
| 補助金 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

令和 4 年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）交付申請書

令和 4 年 月 日

（宛先）津市長

（〒 - ）

所在地

氏名（名称及び代表者氏名）

⑩

電話番号

令和 4 年度において津市中小企業振興事業（生産性向上設備支援事業）を実施したいので、津市補助金等交付規則第 3 条の規定により、津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 補助事業の目的及び効果

3 関係書類
事業計画概要及び収支予算書
別紙記載のとおり

令和4年度津市中小企業振興事業（生産性向上設備支援事業）の
事業計画概要及び収支予算書

| | | | | | | |
|----------------|-------------|----|-----------------------|-------------|----|-----------------------|
| 事業 計画 概要 | | | | | | |
| | 収入の部 (単位:円) | | | 支出の部 (単位:円) | | |
| | 項目及び内容 | 金額 | 市 充 当 費 額 | 項目及び内容 | 金額 | 市 充 当 費 額 |
| | 会社負担 | | | | | |
| | 市補助金 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | 合計 | | | |

令和4年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）津市長

（〒 - ）

所在地

氏名（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

令和 年 月 日付け津市経支第 号で交付決定を受けた令和4年度津市中小企業振興事業（生産性向上設備支援事業）の内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更内容 別紙のとおり

備考 計画書に添付した事業計画概要及び収支予算書に、変更後の計画を黒字で、変更前の計画を赤字で併記したものを添えること

令和4年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）津市長

（〒 - ）

所在地

氏名（名称及び代表者）

⑩

電話番号

令和4年 月 日付け津市経支第 号で交付決定を受けた令和4年度津市中
小企業振興事業（生産性向上設備支援事業）の実績を次のとおり報告します。

1 交付決定を受けた額 _____ 円

2 補助事業等の成果及び収支決算
別紙記載のとおり

令和4年度津市中小企業振興事業（生産性向上設備支援事業）の
事業成果及び収支決算書

| | |
|----------|--|
| 事業 成果 | |
|----------|--|

| 収 入 の 部 (単位：円) | | | 支 出 の 部 (単位：円) | | |
|----------------|-----|-----------|----------------|-----|-----------|
| 項目及び内容 | 金 額 | 市 充 当 費 額 | 項目及び内容 | 金 額 | 市 充 当 費 額 |
| 会社負担 | | | | | |
| 市補助金 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | 合 計 | | |

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

所在地

氏名 (名称及び代表者)

電話番号

年度津市中小企業振興事業補助金 (生産性向上設備支援事業) に
係る事業状況報告書

年 月 日付け津市 (記号番号) で交付決定のありました
上記補助事業に関し、 年度の事業状況について、別紙のとおり
報告します。

別紙

1 補助事業の概要

- (1) 補助金の額
- (2) 補助事業に係る生産等設備の状況について
(現況の写真等を添付すること。)

2 補助事業実施の状況

- (1) 補助事業実施による成果

- (2) 問題点及び課題

3 経常収益の状況（補助事業実施前との比較）

好転 ・ 不変 ・ 悪化

◆ 中小企業基本法 ◆

(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)

最終改正：平成二八年六月三日法律第五八号

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進（第十二条—第十四条）

第二節 中小企業の経営基盤の強化（第十五条—第二十一条）

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（第二十二条）

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実（第二十三条・第二十四条）

第三章 中小企業に関する行政組織（第二十五条）

第四章 中小企業政策審議会（第二十六条—第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従

業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

（以下、省略。）

津市補助金等交付規則

平成18年1月1日

規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定による補助金等の交付に関し、法令その他市長が別に定めるものを除くほか、本市が交付する補助金等の交付の申請、決定等について基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の効率化及び適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金、交付金等の名称で予算の範囲内で交付するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

(補助金等の交付申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 実施計画書（工事を実施するものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止し、又はその内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

2 補助金等の交付の決定を受けた者は、前項第1号及び第2号に規定する変更の承認を受けようとするときは、計画変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の通知等)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容(当該決定に条件を付した場合にあっては、当該決定の内容及び当該条件)を補助金等交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による計画の変更の申請があったときは、第4条に規定する審査等と同様の審査等を行い、当該変更について認めるときは、補助金等交付決定変更通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条各項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした後において、災害その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しく

はこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により、必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書（第5号様式）により、当該補助事業者等に通知しなければならない。

4 第6条第2項の規定は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更した場合について準用する。

（補助事業等の遂行）

第9条 補助事業者等は、法令の定め及び補助金等の交付目的並びに交付の決定の内容及びこれに付した条件等に従って、誠実に補助事業等を遂行し、補助金等に係る予算の執行に当たっては、適正かつ効率的に使用されるように努め、他の用途に使用してはならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者等は、市長の定める期日又は随時の要求に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告しなければならない。

（補助事業等の遂行の指示）

第11条 市長は、補助事業者等が提出する報告によりその者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、その補助事業等が適正に執行されるための必要な指示をすることができる。

2 市長は、前項の指示を受けた補助事業者等が同項の指示に従わないときは、その者に対し、第15条の規定により、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして、補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績の報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定しなければならない。この場合においては、補助金等交付確定通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

（補助金等の支払）

第14条 補助金等は、前条の規定により補助金等の額が確定した後に支払わなければならない。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内の金額を概算払することができる。

2 前項ただし書の規定により補助金等の概算払を受けようとする補助事業者等は、概算払申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、第8条第1項に規定する場合を除くほか、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、状況報告書若しくは実績報告書を提出せず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき。

2 第8条第3項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて補助金等返還命令書（第9号様式）により、その返還を命じなければならない。

（財産の処分制限）

第17条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付目的及び耐用年数を勘案して、市長が定める期日を経過した場合は、この限りでない。

（調査）

第18条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該担当職員をして、補助事業者等の事務所、事業所等に立ち入らせ、関係書類その他の物件を調査させることができる。

（適用除外）

第19条 この規則に基づき交付する補助金等に関して、その対象となる補助事業等の内容により、この規則の一部を適用しないことができる。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象及び補助率並びにその他補助金等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に合併前の津市補助金等交付規則（昭和45年津市規則第17号）、久居市補助金等の交付に関する規則（昭和45年久居市規則第18号）、美里村補助金等交付規則（昭和50年美里村規則第10号）、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年香良洲町規則第9号）、一志町補助金等の交付に関する規則（平成12年一志町規則第3号）、白山町補助金等交付規則（昭和54年白

山町規則第6号)若しくは美杉村補助金等交付規則(昭和49年美杉村規則第18号)又は解散前の一志地区広域連合補助金等交付規則(平成14年一志地区広域連合規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式

(第3条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)

第4号様式

(第6条関係)

第5号様式

(第8条関係)

第6号様式

(第12条関係)

第7号様式

(第13条関係)

第8号様式

(第14条関係)

第9号様式

(第16条関係)